

大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金  
借入の手引き

令和7年4月

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

## 目 次

1	制度の概要	P 1
	(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは	P 1
	(2) 促進資金の概要	P 1
2	借入相談・申請から促進資金交付までの流れ	P 3
3	借入相談・申請から促進資金交付まで	P 4
	(1) 事前連絡	P 4
	(2) 貸付の申請	P 4
	(3) 審査	P 6
	(4) 貸付決定	P 6
	(5) 借用証書の提出（貸付決定後に必要な手続き）	P 6
	(6) 貸付金の交付	P 6
4	在学中の手続き	P 7
5	卒業時から資格取得・就業時におこなう手続き〔概要〕	P 8
6	卒業時から資格取得・就業時におこなう手続き	P 9
	・資格取得時の手続き	P 9
	・養成機関・福祉系大学に進学したときの手続き	P 9
	・就業時の手続き	P 10
7	就業中（猶予期間5年間）の各種手続き	P 11
8	その他の手続き（4～7共通の手続き）	P 13
9	返還免除について	P 14
	(1) 当然免除	P 14
	(2) 裁量免除	P 14
10	返還について	P 15
11	完了	P 16

## 1 制度の概要

### (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは

この事業は、大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（以下、給付金という。）を活用して養成機関に在学する方で、将来給付金の対象となった資格が必要な業務に従事しようとする方に対して修学を容易にするとともに、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的としてひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下、「促進資金」という。）の貸付をおこなっています。

養成機関を修了し、かつ、資格取得日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間就業を継続した場合、申請をおこなうことで返済が免除されます。

（雇用形態は問いませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上必要です。）

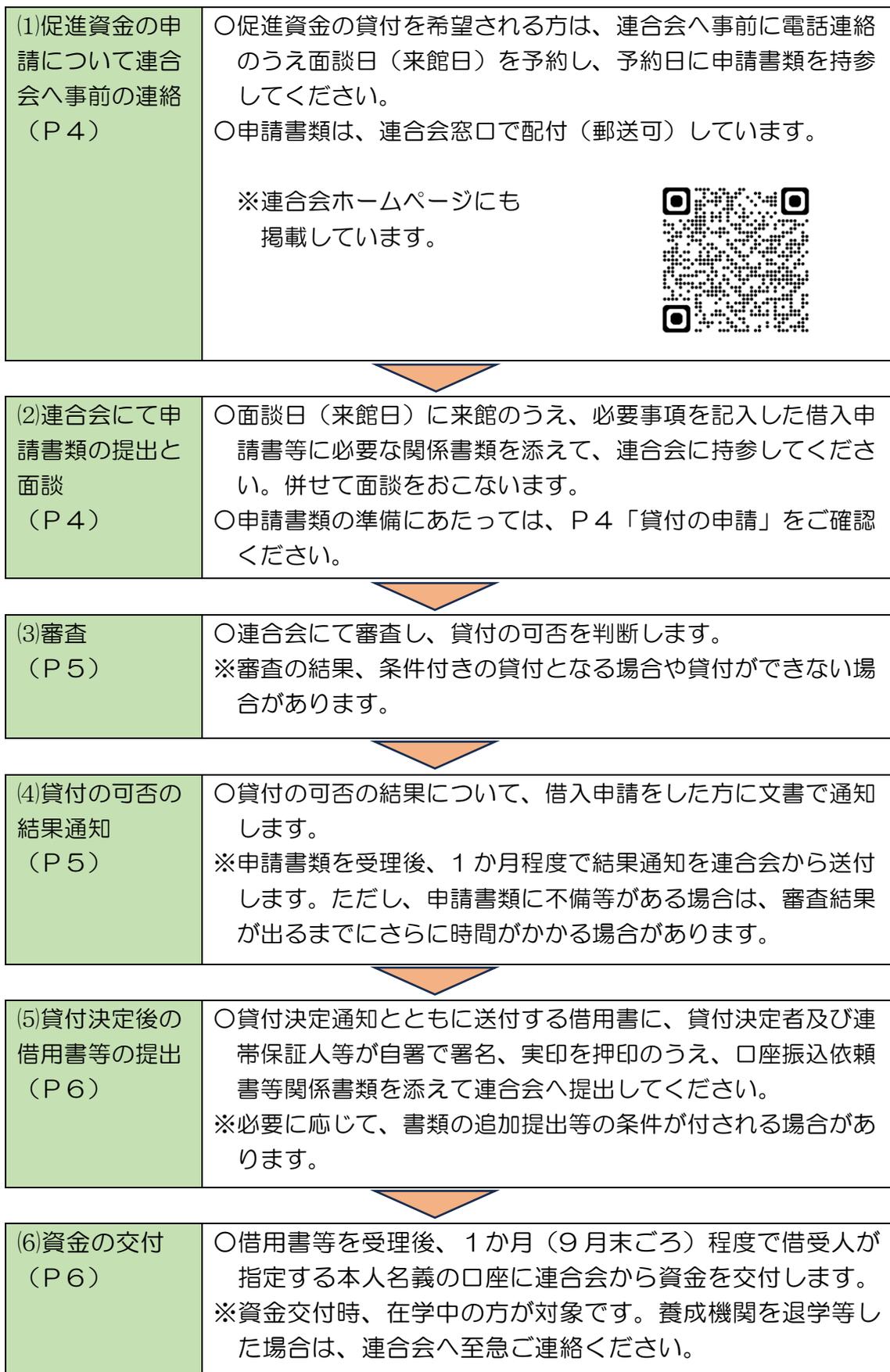
大阪市の補助事業として、公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（以下、「連合会」という。）が事業をおこないます。

### (2) 促進資金の概要

事項	内容
対象者 ※次のすべての要件を満たす方が対象となります	①大阪市内に在住（貸付申請時）の、母子家庭の母または父子家庭の父 ②給付金の支給決定を受け、現在も養成機関に在学していること ※当該年度の本貸付事業申請受付終了後に入学した場合も対象となります ③他の都道府県で資金を借り受けていないこと ④介護福祉士修学資金貸付、保育士修学資金貸付、大阪市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ハローワークの専門実践教育訓練給付金を受給している方は、本貸付事業の対象外となります
貸付限度額	○入学準備金（養成機関入学に必要な貸付金）50万円以内 ※入学後の9月末頃交付予定
貸付の対象	○入学金、教科書、教材費、制服等の指定品、管理運営費など入学時に必要な経費（入学前に納入が必要な経費が対象です） ○領収書等証明書 ※授業料、実習費、諸会費等は対象外。
連帯保証人	○原則連帯保証人1名が必要 ※別世帯で20歳以上65歳以下の課税されている方 ※貸付対象者が未成年の場合は、法定代理人（親権者等）となります ※保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証責務は、延滞利子を包含するものとし、

事項	内容
利子	<p>○保証人を立てる場合：無利子</p> <p>○保証人を立てない場合：返還債務の履行猶予期間中は無利子 履行猶予経過後は1.0%</p>
申請手続き	<p>○連合会にて申請・受付</p> <p>※郵送による申請は受け付けておりません。事前に連絡のうえ来館日（面談）の予約をしてください。</p> <p>※提出書類を審査し、後日結果を申請者あてに通知します。</p> <p>※入学準備金は、入学時点の申請となります。</p>
貸付金の交付	<p>○貸付決定後、借用証書、振込口座申込・変更申請書、印鑑登録証明書等必要書類が提出された後、入学準備金を送金します。（※入学後の9月末頃に交付予定）</p>
返還免除	<p>○下記のすべての要件を満たした場合、返還を免除します。</p> <p>①養成機関を修了し、かつ、資格取得日から1年以内に就職</p> <p>※やむを得ない事由により国家試験が受験できなかった場合または合格できなかった場合には、養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日から1年以内に就職</p> <p>②取得した資格が必要な業務に従事</p> <p>※就業場所・雇用形態は問いませんが、1週間の所定労働時間が20時間を超える必要があります。</p> <p>③5年間従事</p> <p>※卒業・資格の登録・就職のすべての条件がそろった時点より、返還免除にむけた5年間が始まります。資格登録の遅延や退職・転職により就業期間が5年間に満たない場合は、不足期間分の就業期間が経過したのちに免除となります。</p> <p>※ただし、従事期間が5年未満の場合でも、返還の一部を免除する場合があります。</p>
返還	<p>○養成機関を退学したときや、資格取得後1年以内に就職できなかったとき、または、取得した資格を活かした業務に5年間継続して従事しなかった場合等は、返還となります。</p> <p>○返還方法は、1回払いもしくは60か月（5年）以内の間の月賦又は半年賦の均等払方式となります。</p> <p>○養成機関に在学中に再婚等により、ひとり親でなくなったときは、返還となります。ただし、引き続き養成機関に在学する場合は、届出により在学期間中に限り返還を猶予することができます。</p>
延滞利子	<p>○最終返還期限までに返還完了できなかった場合には、返還すべき額（残元金）に対して、年3%の延滞利子が発生します。</p>

## 2 借入相談・申請から促進資金交付までの流れ



### 3 借入相談・申請から促進資金交付まで

#### (1) 事前連絡

促進資金の貸付を希望される方は、連合会へ事前に電話連絡のうえ面談日を予約し、予約日に提出書類を持参してください。

申請書類は、連合会窓口で配付（郵送可）しています。

※連合会ホームページにも掲載しています。



#### (2) 貸付の申請

促進資金の貸付申請は、連帯保証人1名を立てて、下記の書類を添付し連合会で受付します。

《申請者が作成・準備する書類として次の7点の書類が必要です》

No.	提出書類	提出にあたっての留意事項等
1	貸付申請書（様式1）	○貸付申請書及び同意欄記入にあたって、申請者及び連帯保証人、法定代理人（親権者等）は各自が必ずすべて自署し、実印を押印のこと ○提出にあたっての留意事項等を関係者全員が確認のうえ、忘れずに必ず添付のこと ○該当箇所は漏れのないようすべて記入のこと
2	個人情報の取り扱い及び調査同意書（様式4）	○内容をよく確認のうえ、署名・捺印をしてください。
3	借入希望額の内訳書〔領収書原本を添付〕	○領収書に用途が記載されていない場合には、支出された内容と金額がわかる書類を領収書等と併せて提出してください。 領収書と請求書・明細書等をあわせて金額の確認をします。 振込等で領収書が発行されない場合は、別途支出が確認できる書類を提出してください。
4	申請者の世帯全員の住民票（原本）	○本籍地及び続柄、世帯全員の記載があるもの ○個人番号の記載がないもの ○3か月以内に発行されたもの
5	大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金支給決定通知書	○給付金の支給決定通知書の写し
6	養成機関に在籍していることを証明する書類	○在籍証明書、在学証明書等、申請日より1ヶ月以内の原本を提出のこと
7	本人確認ができる公的証明書	○運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど

※事前の借入相談時及び申請書類提出後に、必要に応じて聞き取り確認や上記の他にも追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 《連帯保証人・法定代理人関係書類》

申請者とは別世帯で、20歳以上65歳以下の府・市町村民税が課税されている方1名とします。申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者など）となります。

なお、法定代理人が無収入などにより資力がないと判断される場合は、原則として資力のある者を別に保証人として立てることが必要です。

	提出書類	提出にあたっての留意事項等
連帯保証人	住民票の写し（原本）	○本籍地の記載があるもの ○個人番号の記載がないもの ○3か月以内に発行されたもの
	連帯保証人の収入及び課税状況が確認できる書類	○前年度の収入を証明する書類 「源泉徴収票」、「市民税・府民税証明書（所得証明書）」など
	※連帯保証人をたてられない場合	■連帯保証人を立てられないことの理由書 ※原則として保証人を立てる必要がありますが、どうしても保証人を立てることができない場合に理由等を記入のうえ提出してください
法定代理人※	住民票の写し（原本） ※親権者や後見人等	○本籍地の記載があるもの ○個人番号の記載がないもの ○3か月以内に発行されたもの ※借受人と同一世帯の場合は、提出は不要です

### ご注意ください

#### 《促進資金の貸付を受けられない場合》

※養成機関へ入学した月に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていない方は、入学準備金の貸付対象にはなりません。

※准看護師課程の養成機関に在学中から高等職業訓練促進給付金の支給を受け入学準備金を借り受けている方が、准看護師課程の養成機関を卒業後、引き続き、正看護師課程の養成機関に入学（※高等職業訓練促進給付金の受給対象）する場合、入学準備金の貸付の対象にはなりません。（促進資金の利用は1回となっています。）

※申請書類の提出後、貸付審査等に関する連合会からの問い合わせに 응じていただけない場合や、提出書類の不備に伴う書類の再提出期限等をやむを得ない理由もなく遵守いただけない場合、貸付できない場合があります。申請の取り下げや貸付の辞退となることがありますのでご注意ください。

### (3) 審査

連合会において提出された申請書等の内容を審査します。

### (4) 貸付決定

貸付が適当と認められた方に貸付決定通知書の交付とあわせて借用証書等の申請書類を送付します。

または、貸付をおこなわないことを決定したときは、その旨を申請者に通知（貸付不承認通知書）します。

### (5) 借用証書の提出（貸付決定後に必要な手続き）

貸付決定を受けた方（以下、借受人という。）は、連合会へ次の書類の提出が必要となります。

No.	《提出書類》	提出にあたっての留意事項等
1	借用証書（様式2）	※収入印紙 400 円分を貼付し、実印で消印すること。 ※自署のうえ実印を押印すること
2	印鑑登録証明書 （本人・連帯保証人）	○3か月以内に発行されたもの ※連帯保証人を立てられた方は、連帯保証人分の印鑑証明書が必要です
	印鑑登録証明書 （法定代理人）	※借受人が未成年の場合で、法定代理人の同意が得られる場合は、必ず提出が必要です
3	振込口座申込・変更申請書（様式3）	※口座名義は、「借受人」の名義以外は認められません
4	振込口座の通帳等のコピー	※金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義がわかる表紙と見開きのページのコピー ※Web 口座の方は、登録口座のページを印刷したもの

### (6) 貸付金の交付

貸付決定後に借用証書をはじめとする全ての必要書類を提出していただき、提出書類の審査をおこなった後、指定口座に（9月末頃予定）入学準備金を一括で振り込みます。

#### 《貸付の辞退》

促進資金申請中の方が、申請中に促進資金の貸付けを受ける必要がなくなり辞退しようとするときは、契約解除（貸付辞退）届の提出が必要です。

■契約解除（貸付辞退）届（様式11）

## 4 在学中の手続き

在学中に次の事項が生じた場合は、事実発生から20日以内に、連合会への届出が必要です。

事項	提出書類
休学・停学、留年、復学、転学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■休学・停学・留年届（様式6）</li> <li>■復学・退学・転学届（様式7）</li> <li>■それぞれ証明できる書類</li> </ul>
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■復学・退学・転学届（様式7）</li> </ul> <p>※退学は、貸付けた促進資金の返還が必要です。</p>
四半期ごとの修学状況確認（高等職業訓練促進給付金と関連）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「高等職業訓練促進給付金」における在学証明を大阪市へ照会します。ただし、給付金が停止になれば、連合会へ在学証明書の提出が必要となります。</li> </ul>
本人が死亡したとき又は心身の故障のため継続する見込みがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還免除申請書（様式16）</li> <li>■証明できる書類</li> </ul> <p>死亡の場合…死亡記載のある住民票、戸籍謄本または戸籍記載事項証明書、死亡届・死亡診断書の写し 心身の故障の場合…医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）</p>
母子家庭の母、または、父子家庭の父でなくなったとき（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> <li>■高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（写し）</li> </ul> <p>※返還の対象となりますが、在学中は猶予申請により猶予されます。</p>
修学中に返還する時や貸付を辞退しようとするとき（※）	<p>○貸し付けた促進資金の返還が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■返還計画承認申請書（様式10）</li> <li>■契約解除（貸付辞退）届（様式11）</li> </ul>

※ 返還の手続きは、P15「10返還」を確認してください。

### （※）貸付辞退・契約解除

#### 《貸付の辞退》

促進資金の貸付けを受けた方（以下「借受人」という。）が、促進資金の貸付けを辞退しようとするときは、契約解除（貸付辞退）届（様式11）の提出が必要です。

なお、貸付を辞退した場合は、貸付けた促進資金の返還が必要です。

#### 《契約の解除》

借受人が貸付の目的を達成する見込みがなくなったと判断した場合には、文章により契約を解除します。契約を解除した場合は、貸付けた促進資金の返還が必要です。

なお、養成機関に在学中に再婚し、ひとり親でなくなったときも返還となります。

ただし、引き続き、養成機関に在学する場合は、在学期間中に限り返還を猶予することができます。事実発生から20日以内に、返還猶予申請書（様式15）と「高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」の写しを連合会へ提出することが必要です。

## 5 卒業時から資格取得・就業時におこなう主な手続き〔概要〕

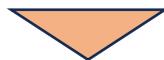
卒業から就業時までにおこなう主な提出書類となっています。詳しくはP9以降をご確認ください。

### (1) 養成機関卒業後、資格取得をし就職した方（次の6点すべて）

事項	提出書類
卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業届（様式8）</li> <li>■証明できる書類（卒業証書の写し）</li> </ul>
資格取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資格取得届（様式9）</li> <li>■資格を取得したことがわかる証明となる書類</li> <li>・免許証や資格取得合格通知書等の写しなど</li> </ul>
該当業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務従事届（様式12）</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> </ul>

### (2) 養成機関卒業後、別の養成機関に進学された方 （次の7点すべて、（※）の方は2点をあわせた9点すべて）

事項	提出書類
卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業届（様式8）</li> <li>■証明できる書類（卒業証書の写し）</li> </ul>
資格取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資格取得届（様式9）</li> <li>■資格を取得したことがわかる証明となる書類</li> <li>・免許証や資格取得合格通知書等の写しなど</li> </ul>
養成機関・福祉系大学へ進学・卒業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■進学届（様式14）</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> <li>■在学証明書</li> </ul>
（※）在学中も該当業務に従事するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務従事届（様式12）</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> </ul>



### 進学した養成機関卒業後、資格取得をし就職した方（次の6点すべて）

卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業届（様式8）</li> <li>■証明できる書類（卒業証書の写し）</li> </ul>
資格取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資格取得届（様式9）</li> <li>■資格を取得したことがわかる証明となる書類</li> <li>・免許証や資格取得合格通知書等の写しなど</li> </ul>
該当業務に従事したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務従事届（様式12）</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> </ul>

※養成機関を退学したり、卒業時に資格を未取得の場合や資格取得を断念する場合などは、貸付金を返還することとなる場合があります。

「6 卒業時から資格取得・就業時におこなう手続き」をご確認ください。

## 6 卒業時から資格取得・就業時におこなう手続き

養成機関を卒業し資格取得のうえ就業を開始した借受人は、それぞれの事実発生日から20日以内に連合会へ次の書類の提出が必要です。卒業時に必要書類を記載した通知と届出書を送付しますので、期日までに連合会へ提出してください。

	事項	提出書類	
卒業時の手続き	卒業したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業届（様式8）</li> <li>■証明できる書類（卒業証書の写し）</li> </ul>	
	卒業時に返還する時や貸付を辞退しようとするとき（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸し付けた促進資金の返還が必要になります。</li> <li>■返還計画承認申請書（様式10）</li> <li>■契約解除（貸付辞退）届（様式11）</li> </ul>	
	卒業後、やむを得ない事由により該当業務に従事できないとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還猶予申請書（様式15）〔最長1年間猶予〕</li> <li>※やむを得ない事由により該当業務に従事できない事由を証明する書類の提出が必要となります。</li> </ul>	
資格取得時の手続き	国家（または都道府県）試験	試験を要しない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資格取得届（様式9）</li> <li>■資格を取得したことがわかる証明となる書類</li> </ul>
		試験を要する場合	
		(1)試験に合格した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■資格取得届（様式9）</li> <li>■資格取得合格通知書等の写し</li> </ul>
		(2)試験に合格できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○翌年の試験を受験し、資格取得を目指す意思がある場合、翌年の合格発表の日までの1年間、返還猶予を受けることができます。</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> </ul>
	(3)養成機関の卒業年次の翌年までに合格できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸し付けた促進資金の返還が必要になります。</li> <li>■返還計画承認申請書（様式10）</li> <li>■契約解除（貸付辞退）届（様式11）</li> </ul>	
	資格取得を断念する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸し付けた促進資金の返還が必要になります。</li> <li>■返還計画承認申請書（様式10）</li> <li>■契約解除（貸付辞退）届（様式11）</li> </ul>	
養成機関・福祉系大学へ進学	(1)他種の養成機関へ進学	准看護師養成機関の修学生が看護師養成学校に進学する場合や、介護福祉士養成機関の修学生が社会福祉士養成機関に進学する場合、または社会福祉士養成機関の修学生が介護福祉士養成機関に進学する場合は、在学期間中、養成機関の入学日より返還猶予を受けることができます。	
	(2)養成機関以外の福祉系大学等へ進学	審査により適当と認められた場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。	

	事項	提出書類
養成機関・福祉系大学へ進学	(1)・(2)共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■進学届（様式14）</li> <li>※入学時は進学届をもって在学証明とします。</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> <li>■在学証明書</li> <li>※「給付金」受給終了後、2年次以降卒業まで1年に1回（4・5月）、在学証明書の提出が必要です。</li> </ul>
	(1)・(2)共通 〔卒業時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>■卒業届（様式8）</li> <li>■証明できる書類（卒業証書の写し）</li> </ul>
	(3)資格取得時	P9「資格取得時の手続き」を参照
就業時の手続き	該当業務に従事した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業務従事届（様式12）</li> <li>■返還猶予申請書（様式15）</li> <li>■従事期間証明書（様式13）</li> <li>※該当業務に従事している間は、返還猶予となります。従事期間中（5年間）は、毎年4月1日から20日の間、及び10月1日から20日の間の年2回に連合会へ提出が必要です。</li> </ul>
5年間の従事について	<p>○資格を活かした業務に5年間の従事が必要</p> <p>※免除要件にはついてはP2を、手続きについてはP14を参照してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□返還免除を受けるためには、資格を活かした業務に5年間の従事が必要です。</li> <li>□必ずしも取得した資格と同一の業務に限られるものではなく、取得した資格が必要な業務で認められる場合があります。</li> <li>□5年間とは、取得した資格が必要な業務に、通算で5年間従事した場合とします。 ※転職なく同一の職場の必要はありません。</li> <li>□正規雇用や常勤・非常勤嘱託などの勤務形態は問いません。概ね1週間の所定労働時間が20時間以上の勤務を対象としています。</li> <li>□疾病等により休職している期間についても、雇用が継続されている場合は従事期間とみなします。</li> <li>□資格登録の遅延や退職・転職により就業期間が5年間に満たない場合は、不足期間分の就業期間が経過したのちに免除となります。</li> </ul>

## 7 就業中（猶予期間5年間）の各種手続き

次の事項が生じた場合は、事実発生から20日以内に、連合会への届出が必要です。

事項	提出書類
(1)従事先を変更したとき (P12参考例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■従事先変更届（様式17） ※勤務先の証明が必要</li> <li>■従事期間証明書（様式13） ※4～9月、10月～3月の期間内に複数の事業所で従事した場合、前職分も必要となります。</li> </ul>
(2)業務上の事由により本人が死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき (当然免除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返還免除申請書（様式16）</li> <li>■証明できる書類 死亡の場合：死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要） 疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）</li> </ul>
(3)業務外の事由により本人が死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき (裁量免除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■従事期間証明書（様式13）</li> <li>■返還免除申請書（様式16）</li> <li>■証明できる書類 死亡の場合…死亡記載のある住民票や戸籍謄本（抄本）または死亡届・死亡診断書の写し 障害の場合…医師の診断書の写し</li> </ul>
(4)やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合	返還猶予申請書（様式15）にやむを得ない事由を証明する書類を添えて連合会に報告してください。 審査の結果、承認の場合は一定期間返還が猶予され、不承認の場合は、促進資金の返還が必要となります。
(5)返還免除要件を満たさず退職したとき	<p>《該当業務に従事したことがない場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■返還計画承認申請書（様式10）</li> </ul> <p>《該当業務に従事した期間がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■従事期間証明書（様式13）</li> <li>■返還免除申請書（様式16）</li> </ul>
(6)退職後、次の従事先を探すとき (P12参考例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■求職活動確認票（様式20）</li> </ul> <p>※求職期間中は、ひと月に最低2回以上ハローワークなどの就労支援機関で支援を受け、その内容を記入し確認印を受けるようにしてください。 職業紹介機関への登録や求人情報の閲覧だけでは求職活動に該当しないのでご注意ください。</p> <p>※活動票を提出することにより、最長1年間（通算）、求職期間中も継続して就業しているものとみなされ、業務に従事した機関として算入されます。</p>

事項	提出書類
(7)該当業務に従事できない場合	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内、または養成機関等の卒業年次の翌年度の国家試験に合格し、資格を取得した日から1年以内に該当業務に従事できない場合は、貸し付けた促進資金の返還が必要になります。 ■返還計画承認申請書（様式10） ■契約解除（貸付辞退）届（様式11）
(8)返還および返還となった場合 〔(4)～(7)共通〕	■返還計画承認申請書（様式10） ■契約解除（貸付辞退）届（様式11）

※ 返還の手続きは、P15「10返還」を確認してください。

（参考例）求職活動期間があり、その後従事先を変更したとき

《例》旧勤務先へ4月1日入社、6月15日退職。求職活動期間を経て新勤務先へ8月1日に入社し、9月20日現在も在籍している場合

様式12  
業務従事届  
4月1日

証明日  
4月20日  
A社

様式13  
従事期間証明書  
4月1日～  
6月15日

証明日  
6月20日  
A社

様式20  
求職活動確認票  
6月分


様式20  
活動確認票  
7月分


様式17  
従事先変更届  
8月1日

証明日  
8月15日  
B社

【旧就業先作成】      【旧就業先作成】      【借受人作成】      【新就業先作成】

※取得した資格が必要な業務に従事（雇用形態は問わないが、1週間の所定労働時間が20時間以上であること）しない場合は、返還の対象となります。  
 ※10月以降に新就業先より8月1日から9月30日までの従事期間証明書を取得していただき連合会に提出してもらいます。

## 8 その他の手続き（4～7共通の手続き）

次の事項が生じた場合は、事実発生から20日以内に、連合会への届出が必要です。

事項	提出書類
借受人または連帯保証人が氏名・住所を変更したとき	■住所・氏名等変更届（様式5） ■〔住所変更〕変更履歴が記載された住民票（世帯全員分）など ■〔氏名変更〕戸籍謄本（抄本）など
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届（様式18） 《借用証書の提出以後に変更する場合》 ■借用証書（様式2） ■印鑑登録証明書（変更後の連帯保証人のもの）

**※手続き未済者への通知 各届出・申請には提出期限があります。**

期限が守れない場合は、必ず連合会に連絡してください。

なお、提出期限を過ぎても書類を提出しない場合、最終的に貸付金の返還をしていただく場合があります。ご注意ください。

## 9 返還免除について

### (1) 当然免除

次の要件に該当する場合は、促進資金の全額免除を受けられます。要件に該当した場合は、20日以内に連合会へ関係書類の提出が必要です。

①該当業務に5年間従事したとき

《提出書類》

- 従事期間証明書（様式13）
- 返還免除申請書（様式16）

#### 【5年間の就業】

卒業・資格の登録・就職のすべての条件がそろった時点より、返還免除にむけた5年間が始まります。資格登録の遅延や退職・転職により就業期間が5年間に満たない場合は、不足期間分の就業期間が経過したのちに免除となりますので、ご注意ください。

②業務上の事由により本人が死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

《提出書類》

- 返還免除申請書（様式16）
- 証明できる書類
  - 死亡の場合：死亡届・死亡診断書の写し、及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
  - 心身の故障の場合：医師の診断書の写し、及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）

### (2) 裁量免除

次の要件に該当する場合は、促進資金の全部または一部免除を申請することができます。要件に該当した場合は、20日以内に連合会へ関係書類の提出が必要です。

①業務外の事由により本人が死亡し、または障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき。

《免除額》返済すべき債務の残額の全部または一部

《提出書類》

- 従事期間証明書（様式13）
- 返還免除申請書（様式16）
- 証明できる書類
  - 死亡の場合：死亡記載のある住民票や戸籍謄本（抄本）または死亡届・死亡診断書の写し
  - 障害の場合：医師の診断書の写しなど

## 10 返還について

養成機関を退学したときや、資格取得後1年以内に就職できなかったとき、または、取得した資格を活かした業務に継続して5年間従事しなかった場合などは返還となります。

- 養成機関を退学したときや、養成機関を修了し、かつ、資格取得日から1年以内に資格を活かした業務に従事できなかったとき
  - 取得した資格を活かした業務に5年間継続して従事しなかったとき
  - 促進資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
  - 貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき
  - 「高等職業訓練促進給付金」の支給対象者でなくなったとき
- ※詳しくは連合会までお問い合わせください

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを連合会と相談したうえで、20日以内に連合会へ書類を提出してください。

### (1) 返還の承認申請

《提出書類》 ■返還計画承認申請書（様式10）

申請項目	申請内容
(1)返還方法と必要書類	返還は連合会の指定する銀行口座に振込（一括または分割）となります。
(2)返還の始期および返還期間	返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始します。分割返還の場合は、5年以内（最長60回）の月賦償還になります。
(3)口座振替で利用可能な金融機関	口座振替を希望される場合は、連合会まで連絡をしてください。 ※口座振替は、 <u>ゆうちょ銀行のみ</u> 取引が可能となります。
(4)分割変換の差額調整	分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。
(5)延滞利子	正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年3%の延滞利子を加算します。

### (2) 返還計画の承認

連合会は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて借受人に通知します。

### (3) 返還計画の変更

承認された返還計画の変更を希望する場合は、事前に連合会と相談のうえ、返還計画変更承認申請書（様式19）を提出します。連合会は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

### (4) 口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還ができなかった場合は、翌月振替日に当月分とあわせて振替します。※この場合、延滞金が発生する場合があります。

### (5) 残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文章で下記の通り通知します。

通知先	時期
借受人	毎年2回（7月と1月）
連帯保証人	毎年1回（7月）

### (6) 督促状

次の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
借受人	6ヶ月以上連続して返還されなかったとき
連帯保証人	12ヶ月以上連続して返還されなかったとき

## 11 完了

返還が完了または、返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受人および連帯保証人に通知し、借用書と印鑑登録証明書を返還します。

#### 【申込み・お問い合わせ・申請書や手引き等の資料請求先】

母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館

〒531-0071 大阪市北区中津1-4-10

公益社団法人

大阪市ひとり親家庭福祉連合会 促進資金担当

[TEL. 06-6371-7146](tel:06-6371-7146) ・ [FAX. 06-6371-6722](tel:06-6371-6722)

受付時間は、9:00～20:00（日祝を除く）